

議案第45号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定期間変更の件

芽室町社会体育施設等の指定管理の期間を次のとおり変更しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町社会体育施設等

所 在 地 芽室町

2 指定管理者

所 在 地 芽室町東6条10丁目2番地

名 称 芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体

代表者名 芽室ビル管理株式会社 代表取締役 山瀬 雅宏

3 指定管理の期間の変更

変 更 前 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで

変 更 後 平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

説 明

芽室町温水プールの建替に伴い、円滑な施設運営のため指定管理の期間を変更することについて、議会の議決を得ようとするものであります。